

社会保障審議会介護保険部会における意見書の提出

第73回社会保障審議会介護保険部会において、従前より議論されている保険者機能の強化と財政的インセンティブを付与する方法について審議された。

市町村・都道府県に対する財政的インセンティブを付与することについては、すでに法律改正された介護保険法において、自立支援・重度化防止にむけた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みが全国で実施されるよう取り組みを制度化したところである。

財政的インセンティブについては交付金を新たに法律上位置付けることとなり、その具体について、審議された。

発言時間の制約や自ら要約して論じたことから、席上の発言では意を尽くすことができず、論旨を展開できなかつたことから委員として意見書を提出する。

1. 昨年の第69回審議会において、地方自治体における市町村財政の変化について資料を付した。一般会計の伸びは微増ともいえるが、その内訳は大きく変わり、民生関係の割合が全体のかなりを占めることとなっている。身近な政府である市町村が、社会福祉等について住民にたいして様々な取り組みやサービスを提供することは地方分権、分権改革による権限移譲、財源移譲から当然のことである。欧州等の自治体の機能における広い意味で福祉や保健、消費者保護や権利保全などについての市町村の責務の認識に比べて、そこまで市町村は自覚的ではないものの、少なくとも今後自治体にとって社会福祉や教育等民生関係の行政需要と増大する。自治体トップは人材の投入等認識を新たにすべきであることを昨年の11月25日第69回審議会で指摘した。そのような人材についての質量の投入は保険者機能の強化にとって必要条件、政策実現の基盤であり、それなしには主体的な保険者機能の強化は形式的なものとなりかねない。また高齢者を含めて児童や障害者を含む市民に対する「措置」に代わりうるものとして一層の市町村の取り組みが期待され、人材の確保と行政と民間とのパートナーシップによる自治体政策の実現が欠かせない。

それだけでなく、介護保険制度導入後、市町村介護保険特別会計を別添資料で昨年示したように、大変な伸びを示しており、それらを加えると、市町村の財政はさらに広い意味で社会福祉そして介護等の部分の比重が高くなり、かつ大幅な伸びが今後想定され、現在の給付費の2倍となることも想定されている。このように見ていくなれば、市町村財政における介護保険関係の比重は極めて高くなり、それにふさわしい適切な行政の改革が行われなければならない。その観点から保険者機能の強化は自治体自体が強認識すべきである。

2. 財政インセンティブを考えたときに、「交付金」と5パーセントの「調整交付金」とを最初から同一視すべきではなく、「交付金」が既存の「調整交付金」を指すことを前提とすべきではなく、あくまで財政インセンティブのための「交付金」の創設であることを認

識すべきである。

3. 介護保険の国負担部分の 5 パーセントの調整交付金は後期高齢者の比率とそこで暮らす第一号被保険者の負担能力が市町村ごとにことなることにより調整が必要であることから生まれたものである。今後、75 歳以上人口の偏在や第一号被保険者の地域ごとの負担能力の差は解消されるよりも拡大が想定される。その意味で調整交付金は本来この目的のために作られたものであるとともに、その役割はさらに大きくなる。まったくそのような趣旨や果たすべき機能から言えば想定されない考慮外の保険者機能の財政インセンティブという目的をいれることにより、本来果たすべき二つの計数により負担の均括化機能が弱まり、本来の目的が果たせない。

極めて、合理的な根拠を欠く提案といえる。また糊塗策である。席上「無理筋」と指摘した。

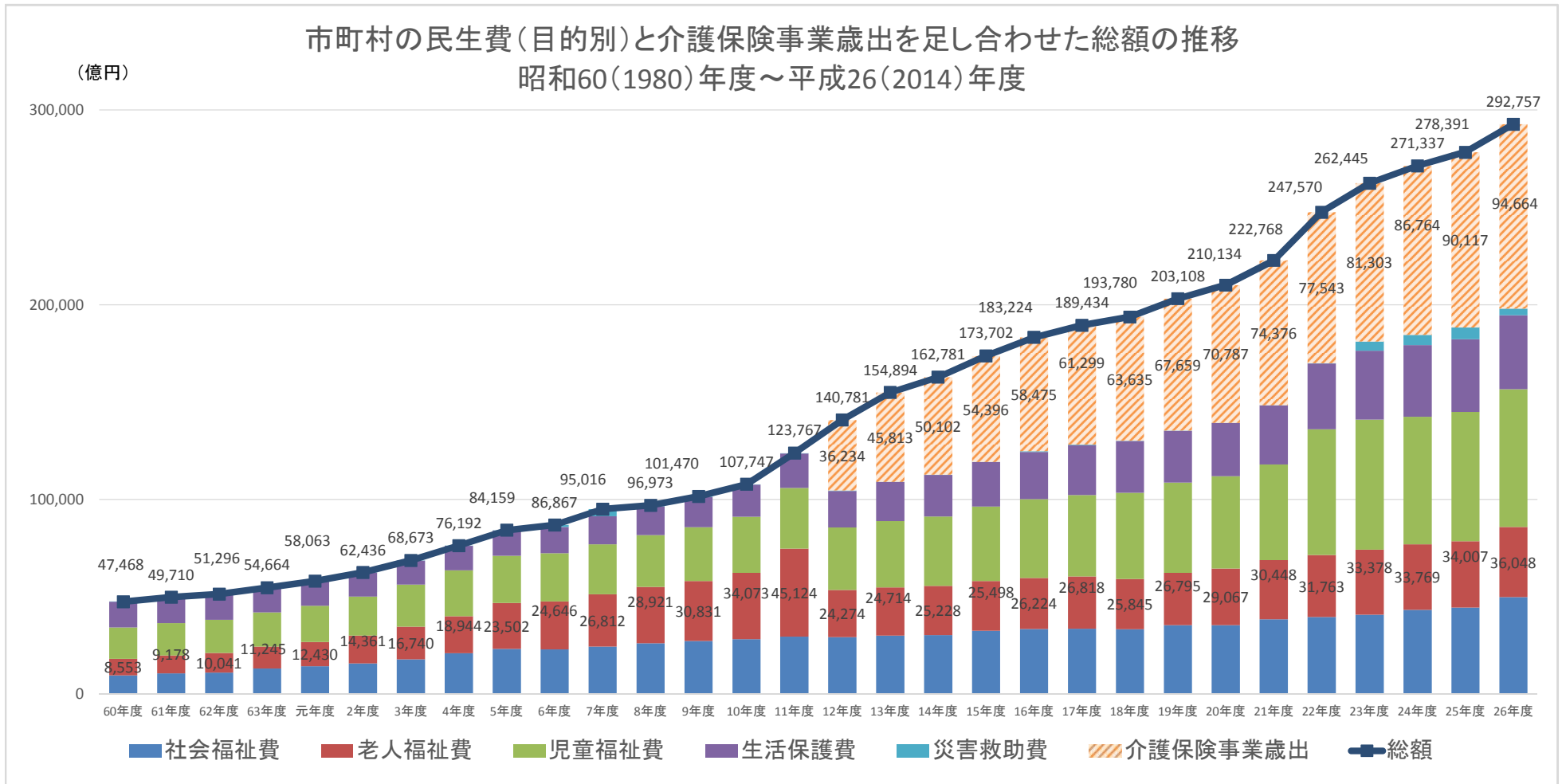
4. 保険者機能の強化は、介護保険制度を支える第二号被保険者（医療保険者）と都道府県、国、そして年金制度からその多くを拠出する第一号被保険者本人、適切な介護保険制度の運用と望ましいサービスの実現にともに関心をよせ、わが国の介護保険制度をささえるための高齢者にとっても求められるものである。医療保険者（第二号被保険者）の介護保険制度の運用に対する市町村レベルにおける参加と介護保険の適切な運用の監視は重要である。第一号被保険者にとっても、65 歳以上の要支援・要介護に至っていない高齢者を含め、そこで暮らす市町村の介護保険者が適切な介護保険制度の運用とサービスの適切化と必要なサービスとが地域地域の事情と創意工夫によって提供されることは重大な関心事でなければいけない。市町村介護保険者の保険者機能の強化は、このように当該市町村で暮らす第一号被保険者、第二号被保険者、都道府県といった介護保険制度のステイクホルダーすべてがかかわるものでなければならない。そうでなければ、実効性がとぼしいものとなる。介護サービス給付にかかる国負担分の 5%によってインセンティブを与えるということは、このような多様なステイクホルダーと関係なしにおこなわれるものであり、介護保険者機能の強化がそれぞれのステイクホルダーにとって拠出している者としての責務と関心を低めることとなる。各市町村の介護保険特別会計のうち極めて低い率での活用であっても財政インセンティブ拠出は極めて有効性が高いものとなる。

またこの方法によって、大規模人口の市や小規模人口の町村にとって、かなり有効な実効性のある仕組みを工夫することができる。

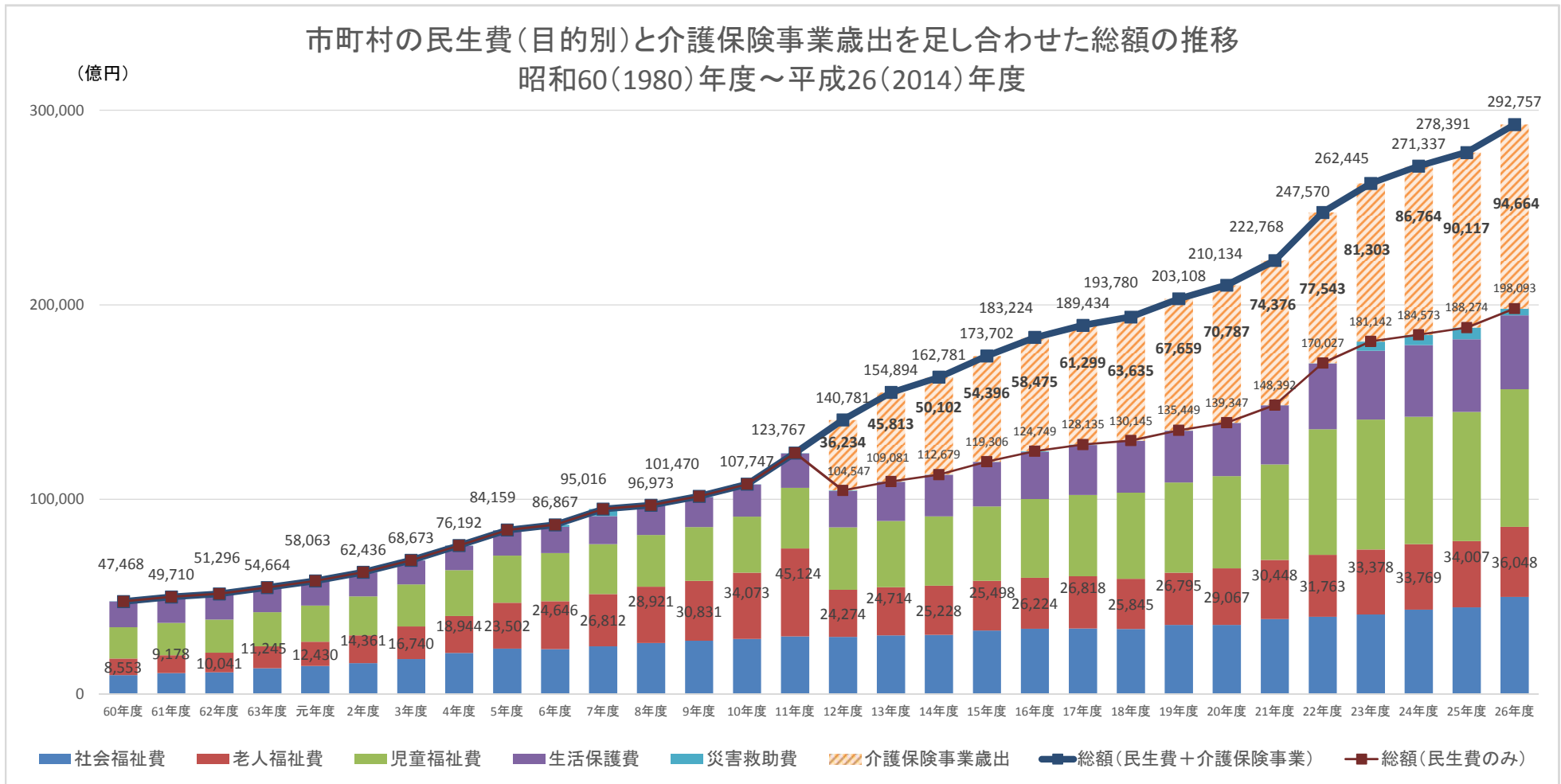
以上、調整交付金の活用による財政インセンティブという方法ではなく、行うのであれば本格的な、また理にかなった方法が取られることを望む。

別添資料として第 69 回意見書提出時に提出した資料を添える。

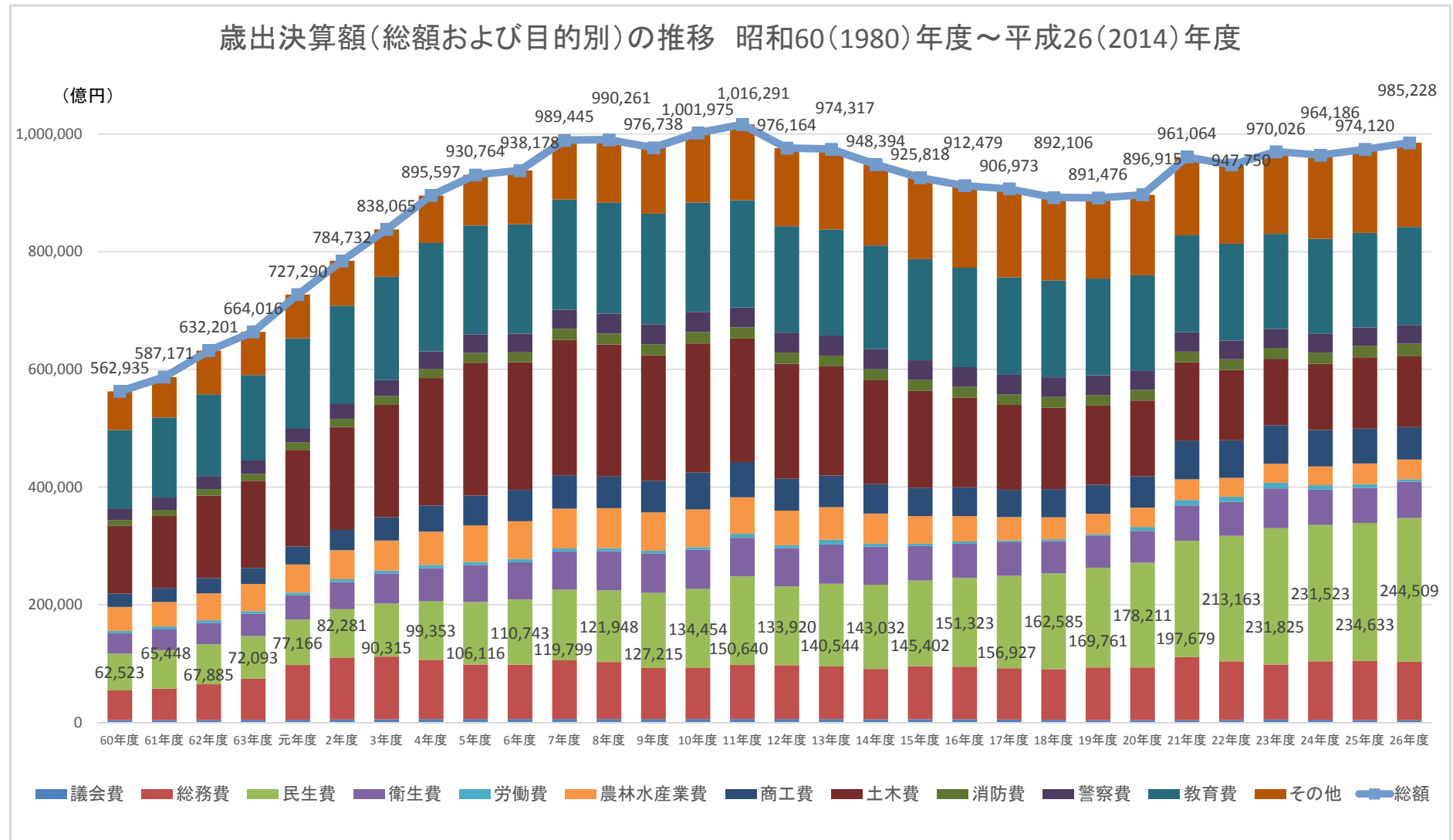
グラフ9-1 市町村の民生費(目的別)+介護保険事業歳出 ※民生費の折れ線グラフなし



グラフ9-2 市町村の民生費(目的別)+介護保険事業歳出 ※民生費の折れ線グラフあり



グラフ1 地方財政全体でみた歳出決算額



	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	警察費	教育費	その他	総額
60年度	4,049	50,606	62,523	34,231	4,484	40,498	22,529	115,131	9,871	20,068	132,739	66,207	562,935
26年度	4,401	98,700	244,509	61,434	4,244	33,486	55,095	120,505	21,273	31,970	166,581	143,029	985,228
	108.7%	195.0%	391.1%	179.5%	94.6%	82.7%	244.6%	104.7%	215.5%	159.3%	125.5%	216.0%	175.0%